

座間市交通バリアフリー 特定事業計画



座 間 市

目次

1. 特定事業計画の策定	3
1-1 計画策定の目的	5
1-2 計画策定の位置づけ	7
2. 重点整備地区と特定経路等	9
2-1 重点整備地区	11
2-2 特定経路及び準特定経路	13
3. 公共交通特定事業計画	15
3-1 駅の整備について	17
3-2 バスの整備について	19
3-3 タクシーの整備について	21
4. 道路特定事業の基本方針及び整備方法	23
4-1 基本方針	25
4-2 整備方法	26
4-3 その他のバリアフリー化対策	36
5. 路線別事業計画（特定経路）	37
5-1 県道の路線別事業計画（特定経路）	39
①県道 51 号町田厚木（駅～市役所入口交差点）	39
②県道 51 号町田厚木（市役所入口交差点～市民体育館）	41
5-2 市道の路線別事業計画（特定経路）	43
①市道 5 号線（駅～まるみ布団店前交差点）	43
②市道 17 号線（市役所入口交差点～市役所）	45
③市道 32 号線（まるみ布団店前交差点～相武台コミュニティセンター）	47

6. 交通安全特定事業計画	49
6-1 交通安全特定事業計画について	51
7. 特定事業計画の推進へ向けて	55
7-1 事業の推進	57
7-2 情報公開・進行管理・啓発の推進	57
7-3 継続的なバリアフリー化の推進	57
8. 用語の説明	59

1. 特定事業計画の策定

1. 特定事業計画の策定

1-1 計画策定の目的

急速に進む高齢化の進展と、「ノーマライゼーション理念」の浸透を背景に、平成12年5月17日、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」）が公布され、同年11月15日に施行されました。

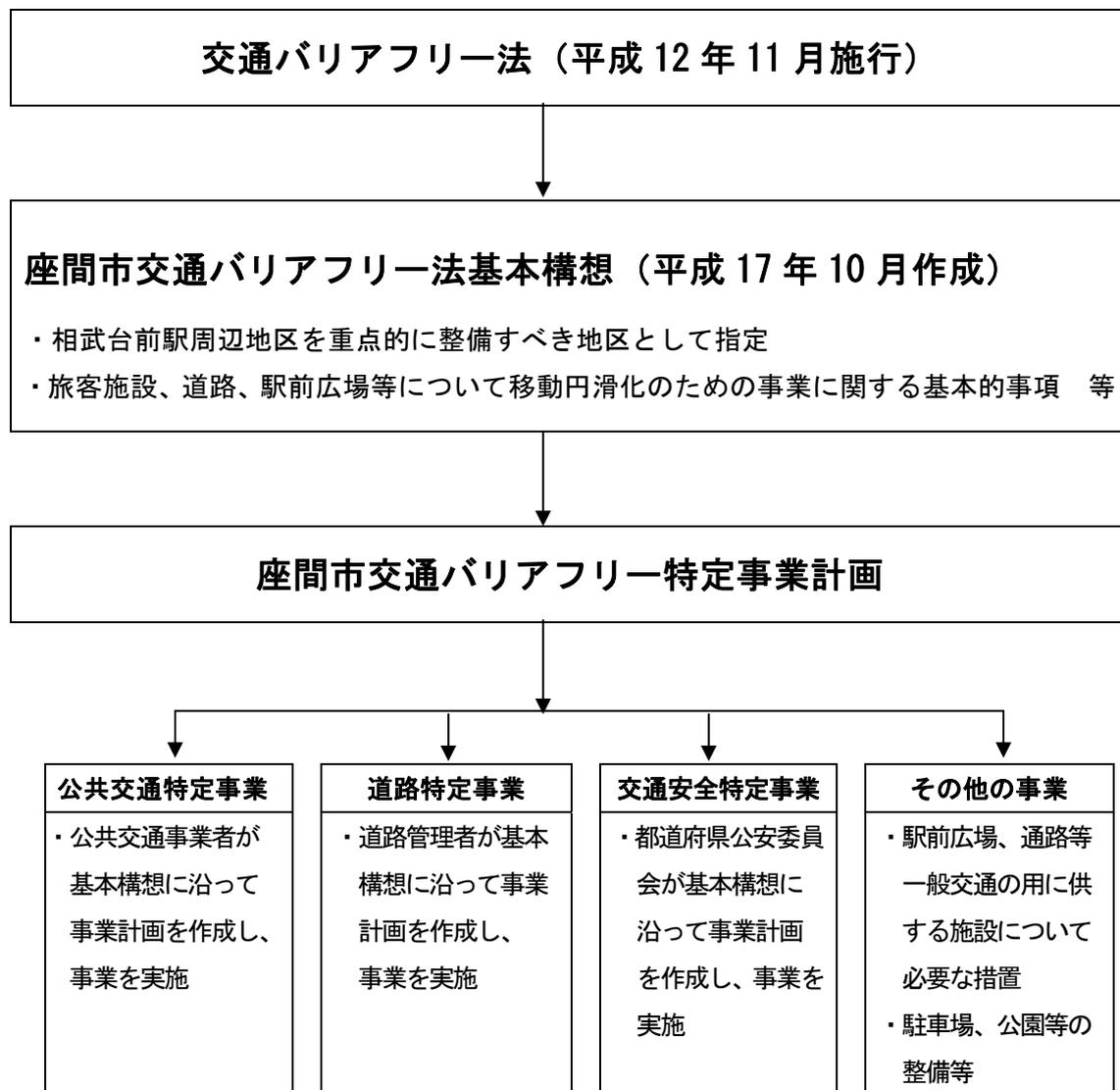
交通バリアフリー法では、特定旅客施設のバリアフリー化の義務づけ（既設は努力義務）と、市町村が特定旅客施設を中心とした一定地区に関し重点整備地区を定め、重点的かつ一体的な移動円滑化を可能とする枠組みが定められました。

こうした状況の中で、座間市においても、高齢者や身体障害者の方々をはじめ、すべての人々を対象に、安全で快適な自立した社会生活を営むことのできるまちづくりを目指し、平成17年10月「座間市交通バリアフリー法基本構想」（以下、基本構想）を策定しました。

またこの度、この基本構想に基づき、重点整備地区内のバリアフリー化を推進するため特定事業計画を作成いたしました。

今後は、公共交通事業者（小田急電鉄株式会社・神奈川中央交通株式会社・相模中央交通株式会社）、道路管理者（神奈川県・座間市）、神奈川県公安委員会がこの事業計画に沿って平成22年（2010年）の整備実現を目指し、事業を推進して行きます。

1-2 計画策定の位置づけ



2. 重点整備地区と特定経路等

2. 重点整備地区と特定経路等

2-1 重点整備地区

基本構想において、バリアフリー化の重点的・一体的な推進を最優先して図るべき地区として、相武台前駅周辺地区を重点整備地区として設定しています。

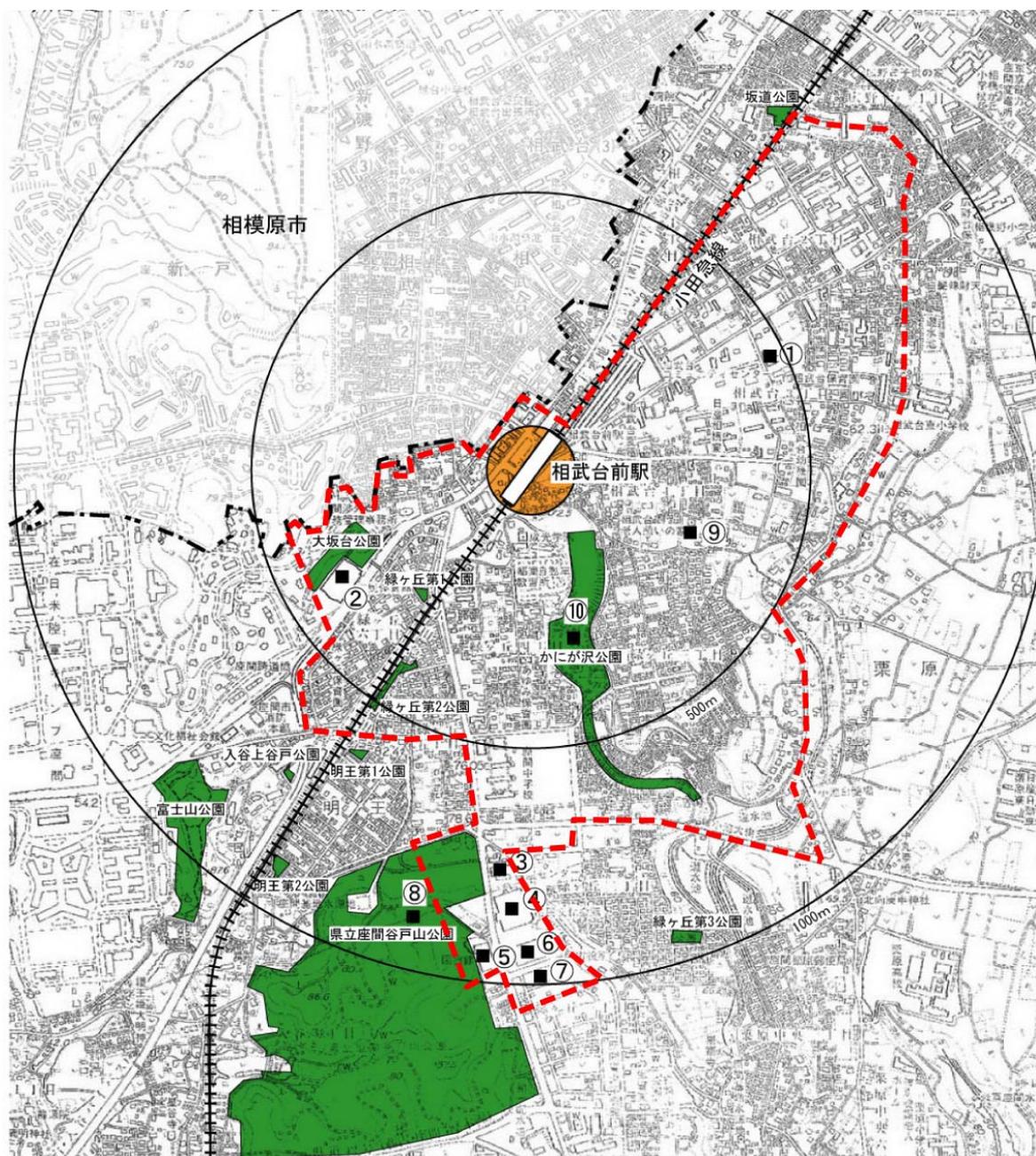
重点整備地区とは、特定旅客施設である小田急線相武台前駅を中心として徒歩圏内（おおむね1キロメートル以内）を対象に主要施設の分布状況や利用状況等を考慮して設定した区域です。

重点整備地区を次頁に示します。

相武台前駅周辺：重点整備地区

主要公共施設

- ①相武台コミュニティセンター ②市民体育館 ③市民健康センター
- ④市民文化会館 ⑤図書館 ⑥市役所
- ⑦市民総合福祉センター ⑧県立座間谷戸山公園 ⑨相武台老人憩いの家
- ⑩かみが沢公園



2-2 特定経路及び準特定経路

①特定経路

「座間市交通バリアフリー法基本構想」より、選定基準に基づき、相武台前駅から主要な公共施設にいたる以下の3経路を特定経路として位置づけており、一般交通用施設（道路、駅前広場、通路、その他の施設）から構成されます。

主要公共施設

- ①市民体育館
- ②市役所・市民文化会館・図書館・市民総合福祉センター等
- ③相武台コミュニティセンター

②準特定経路

同様にして相武台前駅から主要な公共施設にいたる以下の2経路を準特定経路として位置づけています。

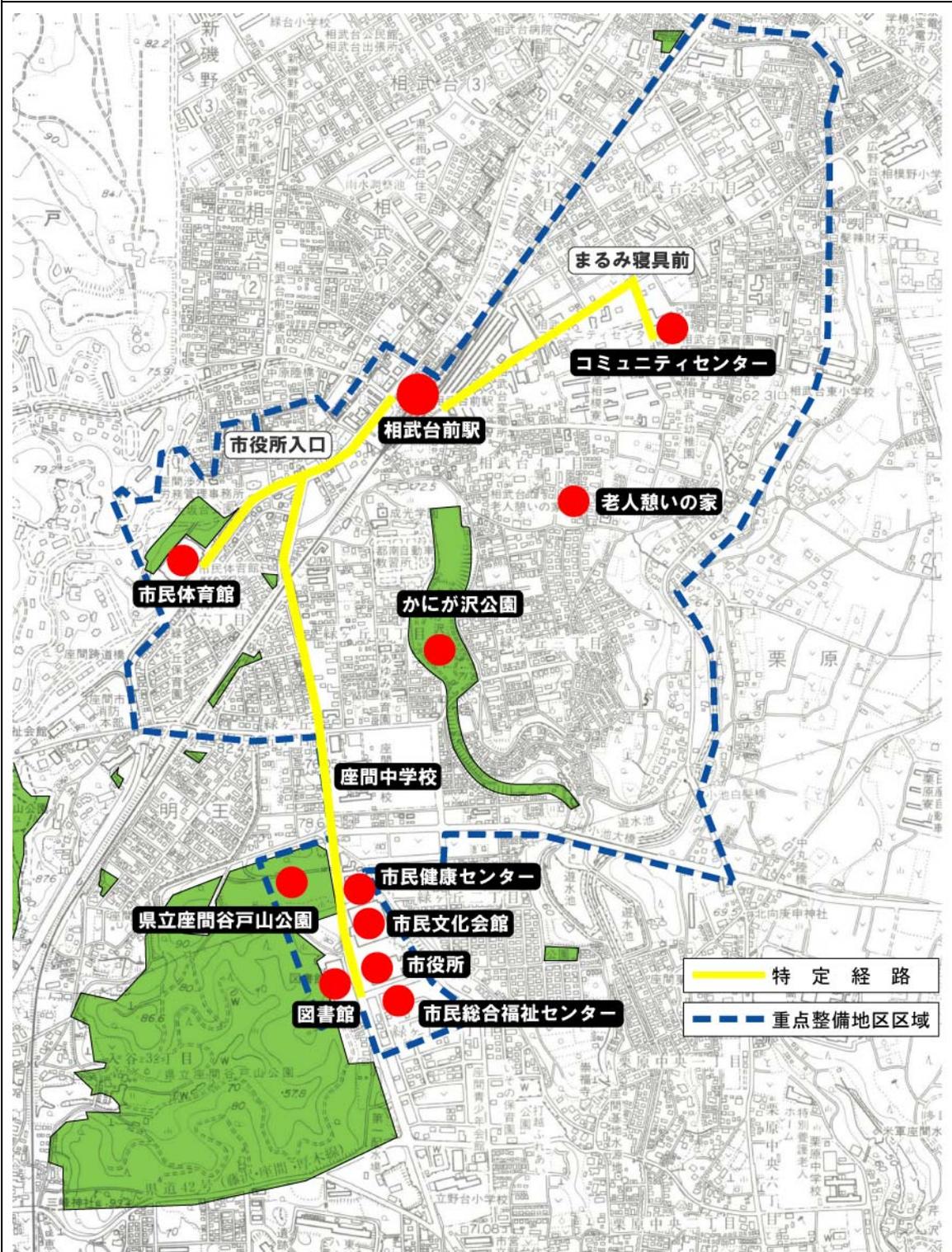
主要公共施設

- ①かみが沢公園
- ②老人憩いの家

③特定経路等一覧表

経路	事業主体	路線名	延長
特定経路	神奈川県	①県道 51 号 (駅～市役所入口交差点)	
		②県道 51 号 (市役所入口交差点～体育館)	
	座間市	③市道 17 号 (市役所入口交差点～市役所)	
		④市道 5 号	
		⑤市道 32 号 (駅～コミュニティセンター)	
準特定経路	座間市	①市道 15 号	
		②市道 30 号	
		③市道相武 90 号 (駅～老人憩いの家)	

相武台前駅周辺：特定経路等



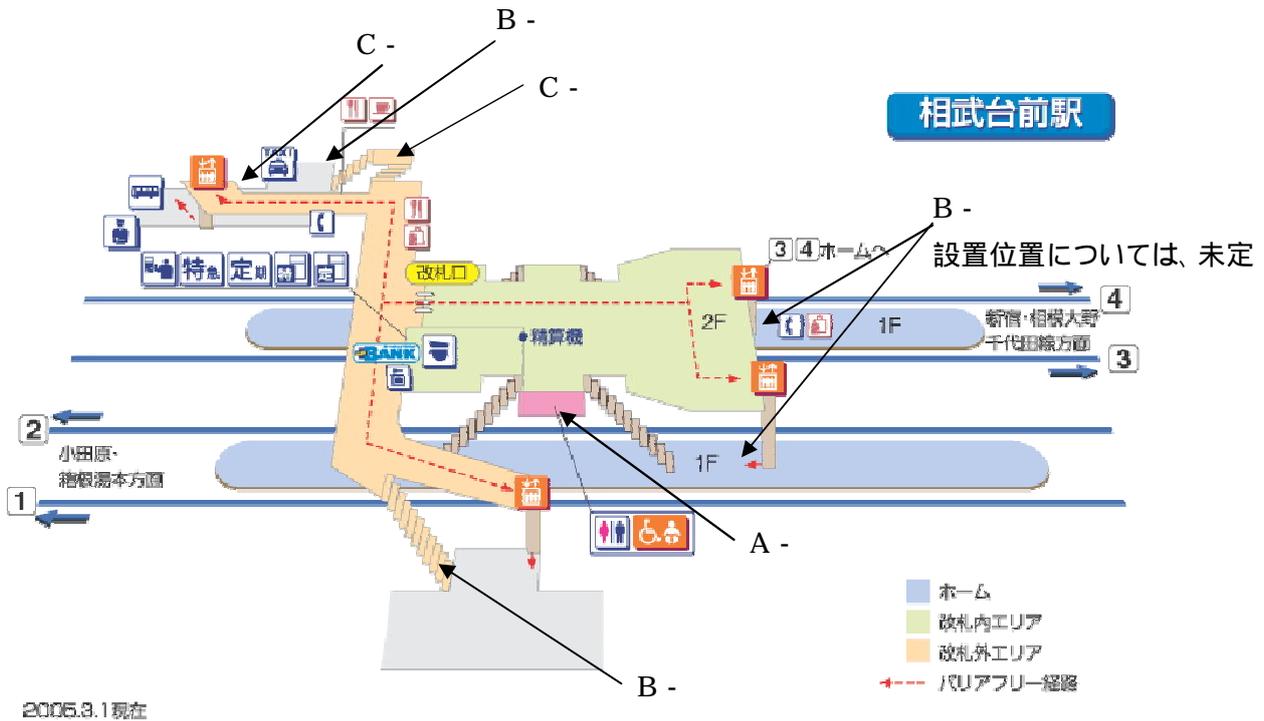
3 . 公共交通特定事業計画

3 - 1 駅の整備について

特 定 事 業 計 画

事業名	ア 公共交通特定事業 イ.道路特定事業 ウ.交通安全特定事業 エ.その他の事業									
事業者名	小田急電鉄株式会社									
担当部署 (電話番号)	交通企画部 TEL 03 - 3349 - 2302									
1. 特定事業の実施箇所及び内容										
整備箇所(特定旅客施設、特定車両、特定経路等)		整備の内容								
相武台前駅	A 誰にでもやさしく使用できるトイレの整備	A - 多機能トイレの設置を含めたトイレの改修								
	B 誘導案内設備の整備	B - ラッチ外コンコース階段手摺へ点字プレートの設置 B - 駅前広場の点字プレートの改修 B - 行先表示機の設置								
	C 経路の整備	C - ラッチ外コンコース階段踊場のグレーチングの補修 C - 駅前広場歩道部の舗装の補修(陥没等)								
	D 従業員の教育訓練の更なる充実	D - 駅係員の研修及び教育の充実								
2. 事業実施予定期間等										
整備箇所	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度以降	備考
A			A -							
B			B -		B -			B -		
C			C -		C -					
D	-----	-----	-----	-----	D -	-----	-----	-----	----->	
3. 事業の実施に際し配慮すべき事項 ・関係道路管理者、交通事業者と調整をとり事業を実施いたします。										
4. その他 添付書類等(事業内容位置図)										
5. 関係機関との意見聴取について 意見聴取済み その他()										

事業内容位置図



誰にでもやさしく使用できるトイレの整備

- ・多機能トイレの設置を含めたトイレの改修 A - (平成17年度予定)

誘導案内設備の整備

- ・ラッチ外コンコース階段手摺へ点字プレート設置 B - (平成17年度予定)
- ・駅前広場の点字プレート改修 B - (平成19年度予定)
- ・行先表示機の設置 B - (平成22年度予定)

経路の整備

- ・ラッチ外コンコースの階段踊場グレーチングの補修 C - (平成17年度予定)
- ・駅前広場歩道部の舗装の補修(陥没等) C - (平成19年度予定)

3 - 2 バスの整備について

事業者名	神奈川中央交通株式会社						
担当部署	運輸部計画課 0463-22-8830						
1. 特定事業の実施箇所及び内容							
事業箇所(特定旅客施設・特定車両・特定経路等)						整備内容	
A 車両のバリアフリー化	低床バスの導入						座間市内について引き続き導入していく。
	車いすスペースの設置						座間市内について引き続き導入していく。
	車外用放送装置の設置						座間市内について引き続き導入していく。
B 職員への教育訓練の充実						引き続き教育訓練の充実を図る。	
2. 事業実施予定期間等							
整備箇所	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	備考
A -	—	—	—	—	—	— →	
A -	—	—	—	—	—	— →	
A -	—	—	—	—	—	— →	
B	—	—	—	—	—	— →	
3. 事業の実施に際し配慮すべき重要事項							
高齢者・身体障害者にも対応した、旅客の利便性及び安全性の向上を推進する為、上記を推進していく。							
4. その他							

3 - 3 タクシーの整備について

特定事業計画

事業名	① 公共交通特定事業 イ. 道路特定事業 ウ. 交通安全特定事業						
事業者名	相模中央交通株式会社						
担当部署	運輸部営業課						
1. 特定事業の実施箇所及び内容							
事業箇所(特定旅客施設・特定車両・特定経路等)	整備の内容						
A 高齢者、身障者等に対応した車両の導入	乗降りがスムーズにできる回転式後部座席を装備した車両の導入						
B 乗務員の教育訓練の更なる充実	ケア輸送サービス従事者研修の受講の推進						
C							
2. 事業実施予定期間等							
整備箇所	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	備考
A			---	---	---	---	平成19年度から22年度まで毎年1両を座席回転式車両に入替える。
B		---	---	---	---	---	平成18年度から22年度まで毎年1名がケア輸送サービス従事者研修を受講する。
C							
3. 事業の実施に際し配慮すべき事項							
<p>回転式後部座席を装備した車両にケア輸送サービス従事者研修を受講した乗務員が乗務し、今まで出かけようと思っても、付き添う方の都合で取りやめていた方々に、ご自分の思い通りに1人でも外出ができるよう、心のこもったサービスでお応えすることを従業員に周知徹底する。</p>							
4. その他							
特になし。							

4. 道路特定事業の基本方針及び整備方法

4. 道路特定事業の基本方針及び整備方法

4-1 基本方針

道路特定事業計画作成にあたっての基本方針を以下に示します。

基本方針①

「道路の移動円滑化ガイドライン」に基づき特定経路の移動円滑化を実施します。

重点整備地区の特定経路については「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」（平成12年11月）に準ずることが義務づけられています。この基準の解説書として「道路の移動円滑化ガイドライン」（平成15年1月）が示され、具体的な整備方法や整備事例等が紹介されています。

相武台前駅周辺地区における特定経路については法に準じ「道路の移動円滑化ガイドライン」に基づく整備を実施します。

尚、準特定経路については市が独自に定めた経路であり、法で作成が求められる道路特定事業計画とは別に、「基本構想」で定めた主な実施内容に従い関連事業の実施にあわせ優先的にバリアフリー化を実施していくこととします。

基本方針②

高齢者、身体障害者等の意見を反映し移動円滑化を実施します。

道路特定事業計画の作成に際しては、高齢者や身体障害者等の移動に制約をもつ多くの人の意見を計画内容に反映します。

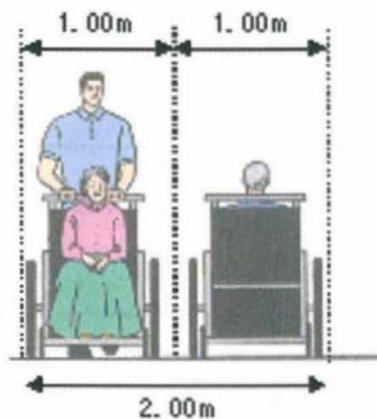
意見については「基本構想」策定段階で行った「市民アンケート調査」等の結果を活用し、個別課題への対応手法等について補足的に当事者等へのヒアリングを実施し整備内容へ反映します。

4-2 整備方法

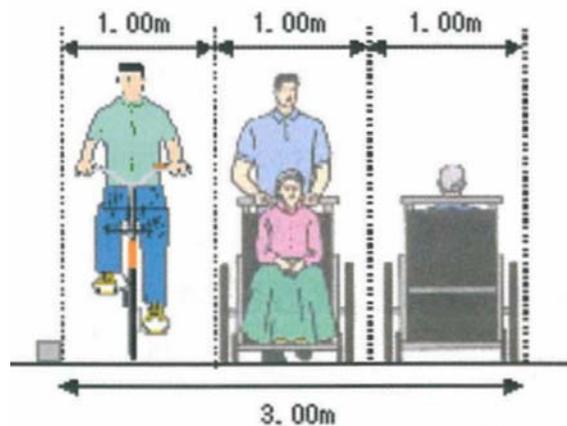
①歩道の構造

・歩道等の有効幅員

特定経路を構成する道路に設ける歩道等の有効幅員は、道路構造令に準じ、歩道においては2m以上、自転車歩行者道においては3m以上確保する。



歩道の幅員の考え方

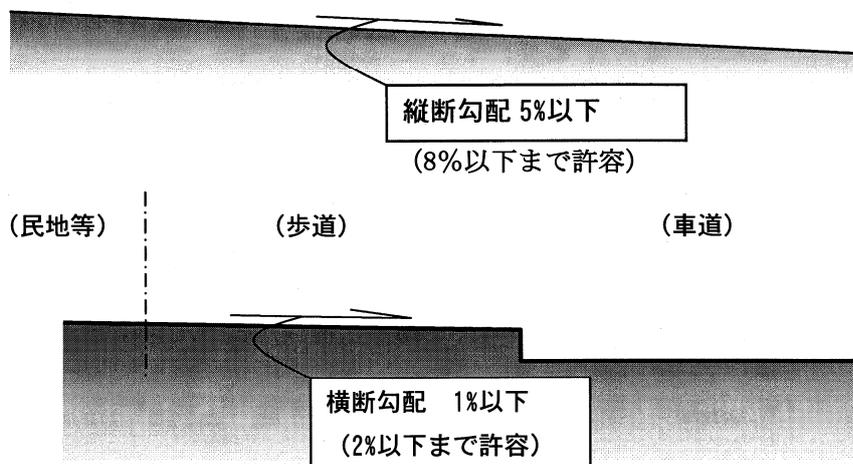


自転車歩行者道の幅員の考え方

・勾配

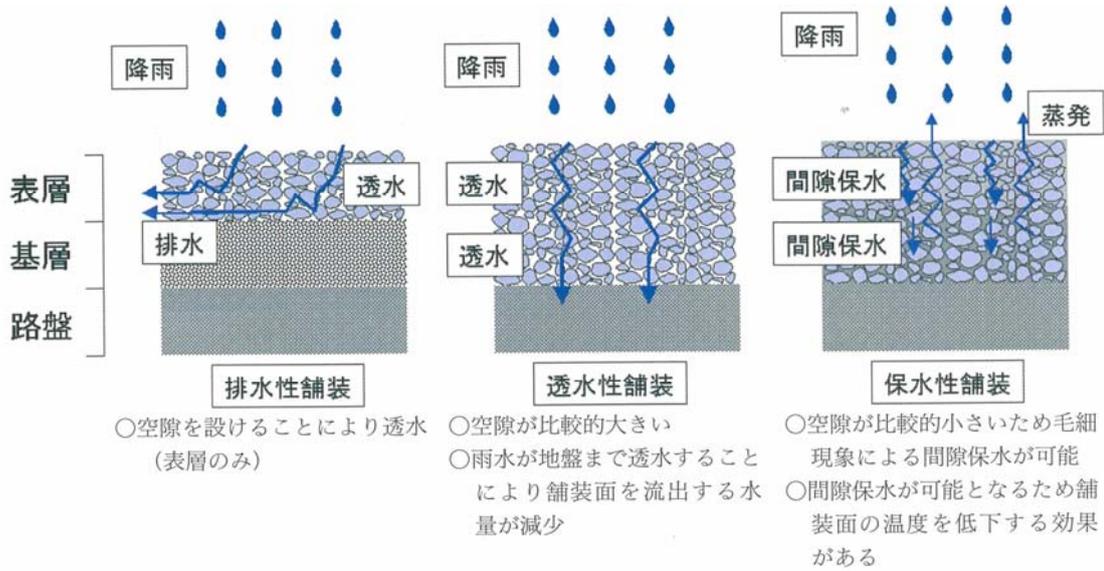
歩道等の縦断勾配は、5%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることが出来る。

歩道等（車両乗入れ部を除く）の横断勾配は、1%以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2%以下とすることが出来る。



・舗装

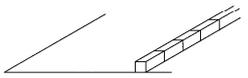
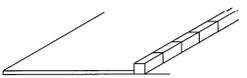
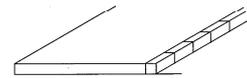
歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。
また、平たんで滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。



※原則として透水性舗装（歩道横断勾配1%）とします

・歩道形式

原則としてセミフラット式とする

		フラット	セミフラット	マウントアップ
略図				
波打ち		○ ・発生しない。	○ ・発生しない。	△ ・発生する可能性がある。
車両乗入れ部	視覚障害者	× ・歩車道境界の確認がしづらい。	△ ・縁石の構造によっては、横断歩道接続部等との区別がつかない場合がある。	○
	車いす使用者	○ —	○ —	△ ・すりつけこう配が発生するため、通行性が劣る。
	高齢者	○ —	○ —	△ ・すりつけこう配が発生するため、通行性が劣る。
	対策	・縁石の構造による工夫が必要である。	・縁石の構造による工夫が必要である。	・有効幅員外に車両乗入れ部を設ける。
横断歩道接続部等	視覚障害者	△ ・歩車道境界の確認がしづらい。	△ ・縁石の構造によっては認識しづらい場合がある。	○ —
	車いす使用者	○ —	△ ・フラットと比較すると通行性が劣る。(段差)	△ ・段差とこう配により通行性が劣る。
	高齢者	○ —	△ ・段差によりつまずく可能性がある。	△ ・段差とこう配により通行性が劣る。
	対策	・横断歩道接続部等に視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。 ・縁石線により適切に区分する。 ・縁石の構造による工夫が必要である。	・横断歩道接続部等に視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。 ・縁石の構造による工夫が必要である。	・横断歩道接続部等に視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。 ・縁石の構造による工夫が必要である。 ・こう配の緩和や波打ち歩道とならない工夫が必要である。
排水処理		△ ・雨水が車道側から流入する可能性がある。	○ —	○ —
	対策	・雨水ます等の設置が必要である。	—	—
総合評価		△	○	△

・構造選定フロー



図 2-1-18 歩道構造形式選定フロー

・セミフラット歩道の構造

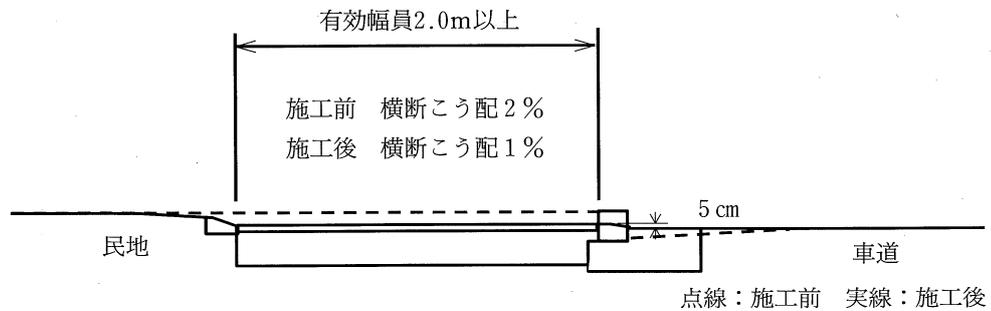


図2-1-19 セミフラット型の横断面の構造（歩道を切り下げ）

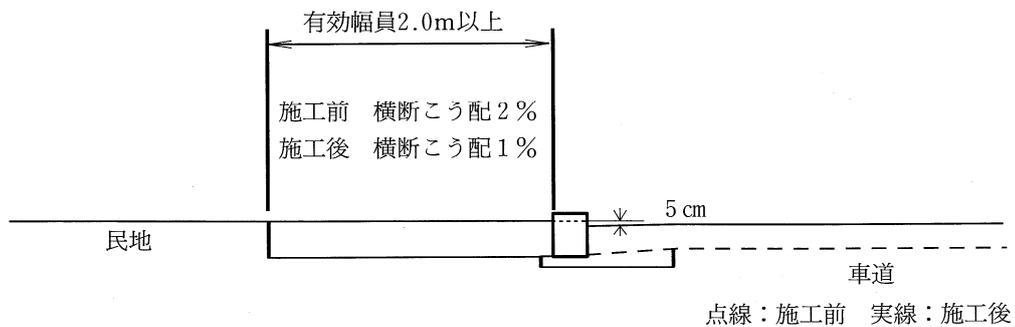


図2-1-20 セミフラット型の横断面の構造（車道を嵩上げ）

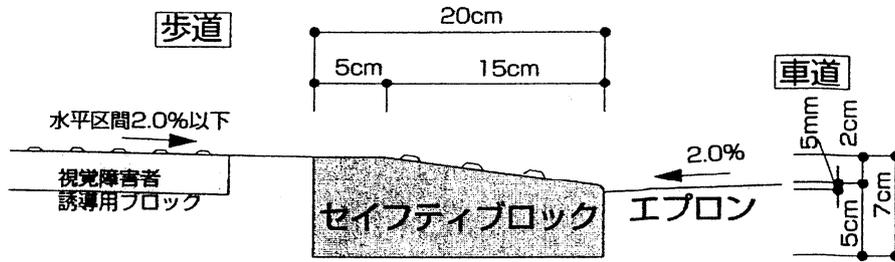
・歩道等と車道等の分離

歩道等と車道の間には縁石を設ける。
縁石の高さは車道に対し15cm以上とする。

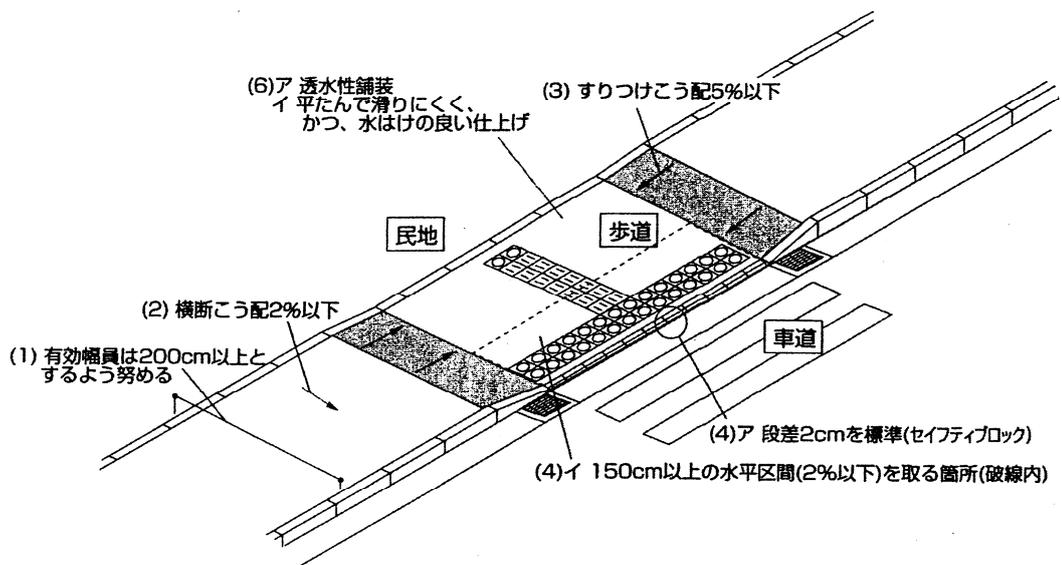
・歩道の高さ

歩道等（縁石を除く）の車道に対する高さは5cmを標準とする。
横断歩道に接続する部分の縁端は2cmとする。。

・セーフティブロック（段差改善ブロック）の参考図



・横断歩道に接続する歩道等の整備例（セミフラット形式の場合）

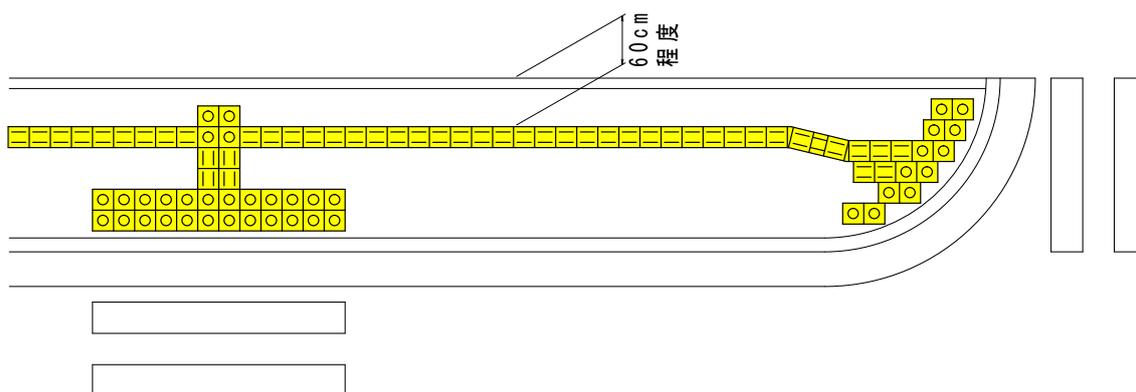


②視覚障害者誘導用ブロック

・設置方針

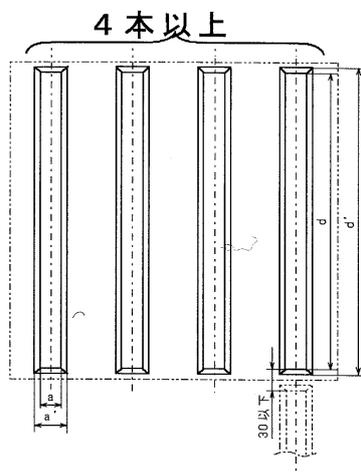
視覚障害者が安全かつ円滑に歩道上を通行できるよう誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを設置する。

重点整備地区内においては、誘導すべき施設を設定し特定旅客施設と施設及び施設間について連続的に設置する。



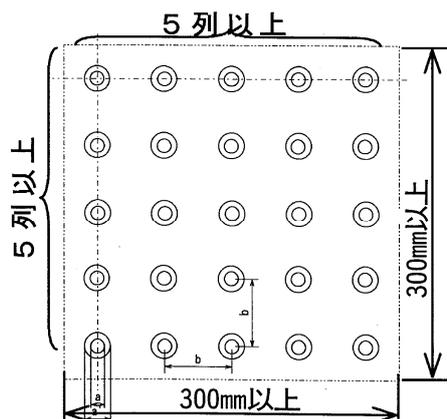
・形状・寸法

形状・寸法は JIS に合わせたものとする。



単位：mm

記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	a + 10	
b	75	+1 0
c	5	
d	270以上	
d'	d + 10	



単位：mm

記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a'	a + 10	
b	55~60	+1 0
c	5	

・色彩

視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を基本とする。ただし、色彩に配慮した舗装を施した舗装で、黄色いブロックを適用するとその対比効果が十分発揮できなくなる場合は、設置面との輝度比や明度差が確保できる黄色以外の色とする。



良い事例 (輝度比 2.75)



悪い事例 (輝度比 1.0)

③案内施設

高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動の円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。



著名地点を表示する案内標識の例

④休憩施設

歩行者の休憩需要に応じ、交差点、バス停等の交通結節点等に適切な間隔にベンチ及びその上屋を設けた休憩施設を設ける



交差点の一角を活用した休憩施設の例

⑤照明施設

歩道等に設置する照明は、夜間における歩行者等の交通量や周辺の光環境を考慮して、高齢者や身体障害者等が安全で円滑な移動を図るために適切な明るさを確保します。

・照明基準

高齢者や身体障害者等の身体特性を考慮し、安心・安全に移動できる明るさとして水平照度 10 ルクス以上とすることが望ましい。

歩行者に対する道路照明基準

夜間の歩行者交通量	地域	照度 (lx)	
		水平面照度	鉛直面照度
交通量の多い道路	住宅地域	5	1
	商業地域	20	4
交通量の少ない道路	住宅地域	3	0.5
	商業地域	10	2

- ・水平面照度は路面上の平均照度
- ・鉛直面照度は、歩道の中心線上で路面上から 1.5m の高さの道路軸に対して直角な鉛直面上の最小照度

(JIS Z 9111 道路照明基準)

・均斉度基準

歩道等路面にムラがある(均斉度が低い)と障害物が視認しづらくなるため、均斉度(当該歩道路面上の水平面照度の最小値を平均値で除した値)は0.2以上を確保する。



図 均斉度の低い歩道照明



図 均斉度の高い歩道照明

4-3 その他のバリアフリー化対策

適切な歩行者動線を確保するために、ハード面の整備だけでなく、市民一人一人が高齢者・身体障害者等の立場にたって気軽に手助けし、バリアフリーのためのモラルを向上するといったソフト面の取り組みも行う。(心のバリアフリー)

- ①**市民**においては、気軽に声をかけ手助けをするといったコミュニケーションを図る活動、日常生活における健康管理等の努力、あるいは困った時はお互い助け合えるような地域社会の連携を強める事が必要です。
- ②**学校や職場**においては、人権教育や福祉教育、ボランティア活動等を推進し、思いやりやふれあいの心を育み、実際に電車やバスでの席の譲り合い等の道德心の向上を図ることで高齢者・障害者等の社会参加や共生の社会を支える人材の育成が必要です。
- ③**商店会・自治会**においては、歩道等での違法駐車や商品陳列の管理、自転車運転のマナー向上などに努め、日常生活における身近なバリアの除去が必要です。

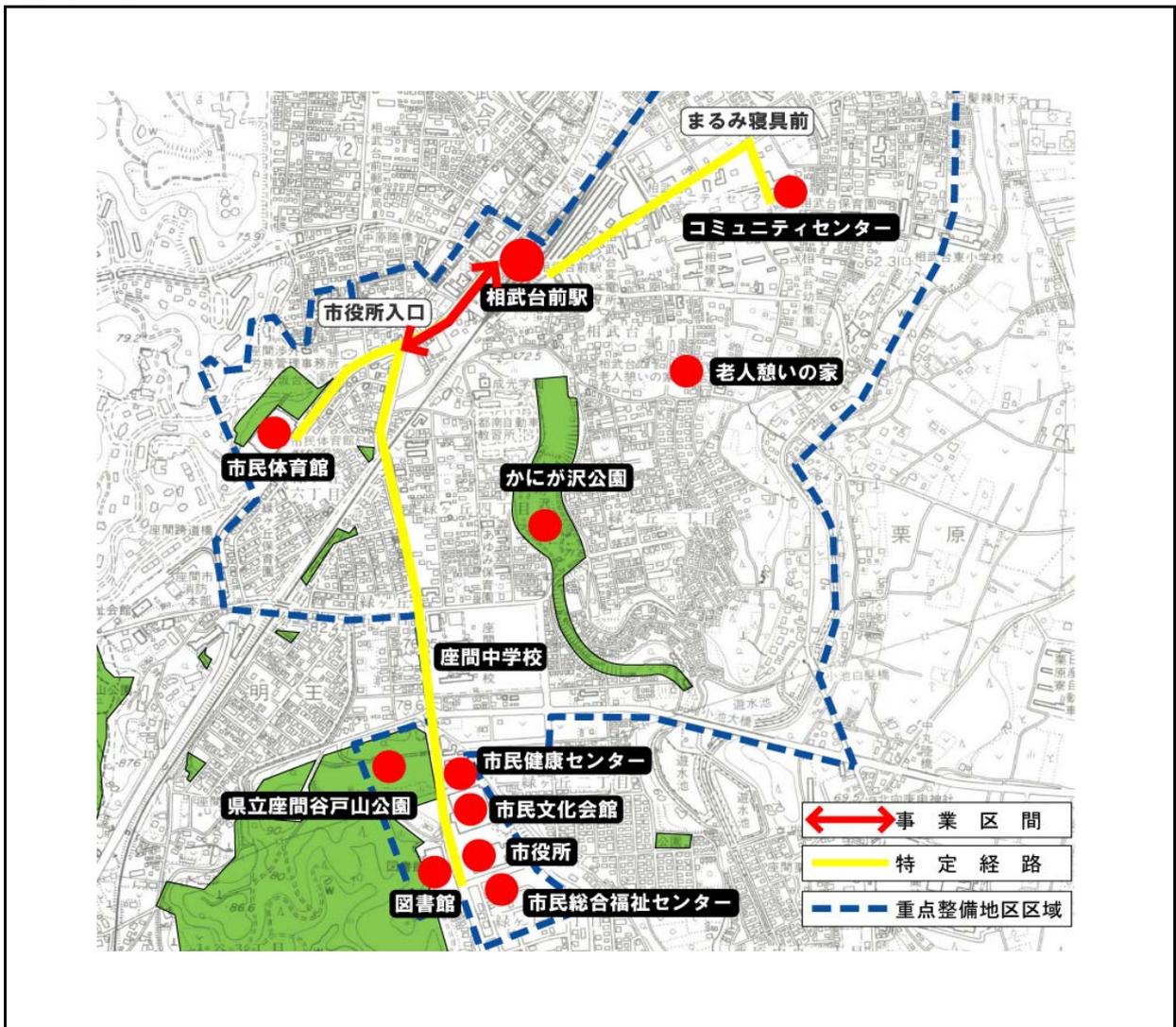
5. 道路特定事業計画

5-1 路線別事業計画（特定経路）

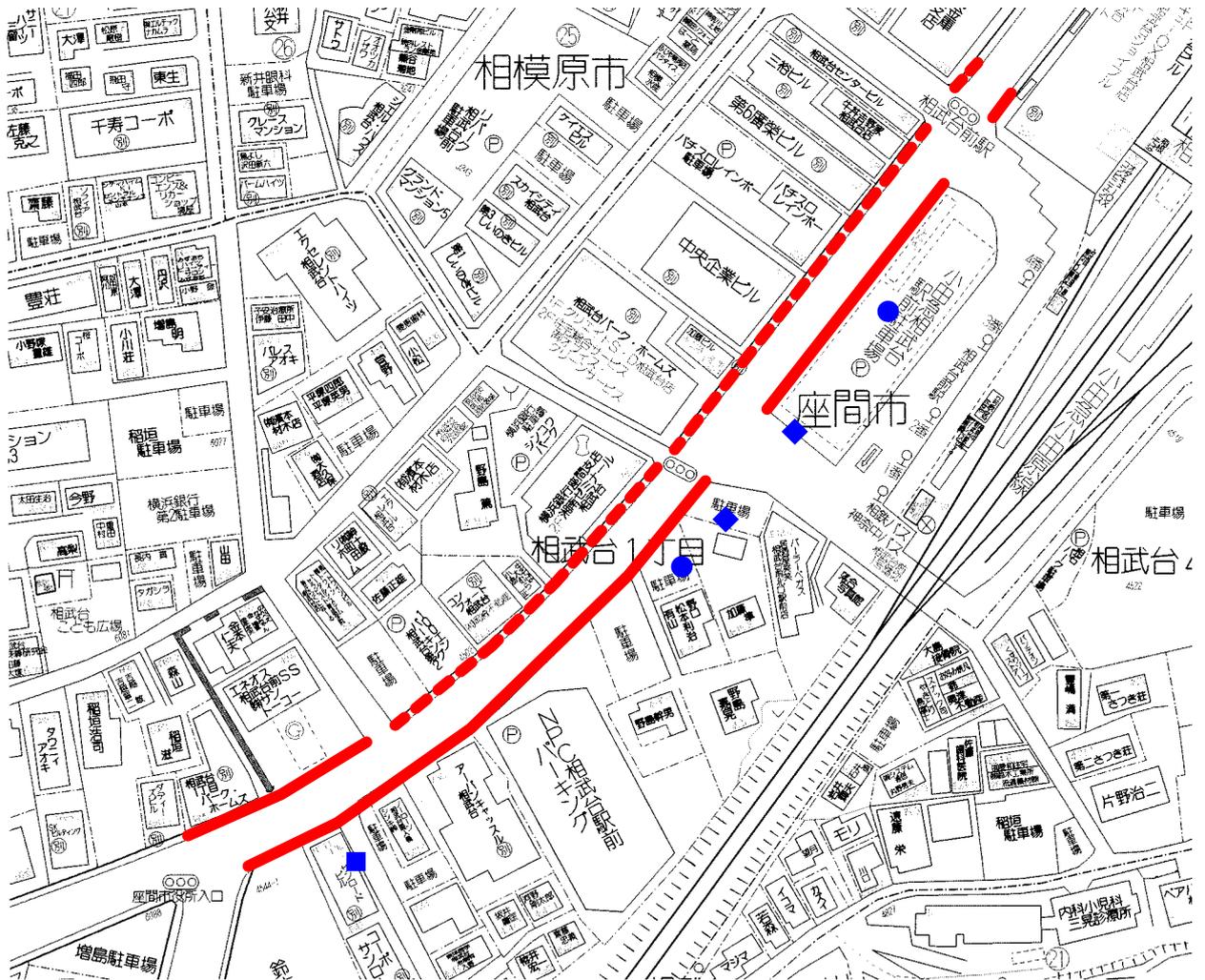
① 県道51号 町田厚木

路線名：県道51号 町田厚木		管理者：神奈川県							
事業区間：駅～市役所入口交差点		延長：260m							
事業実施内容・実施予定期間									
事業内容	事業量	実施予定期間							
		15	16	17	18	19	20	21	22
歩道拡幅（2.5m）	260（310）m				■	■	■	■	■
歩道修繕（現況幅員）	260（210）m						■	■	■
誘導用ブロックの新設	260（520）m						■	■	■
案内標識の設置	2.0 箇所							■	■
事業実施に際し配慮すべき重要事項									
<ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員確保のため用地買収が必要 ・電柱・標識・照明柱等の集約移設に伴い占用事業者との調整が必要 ・看板や放置自転車の撤去 									

【位置図】



事業計画図



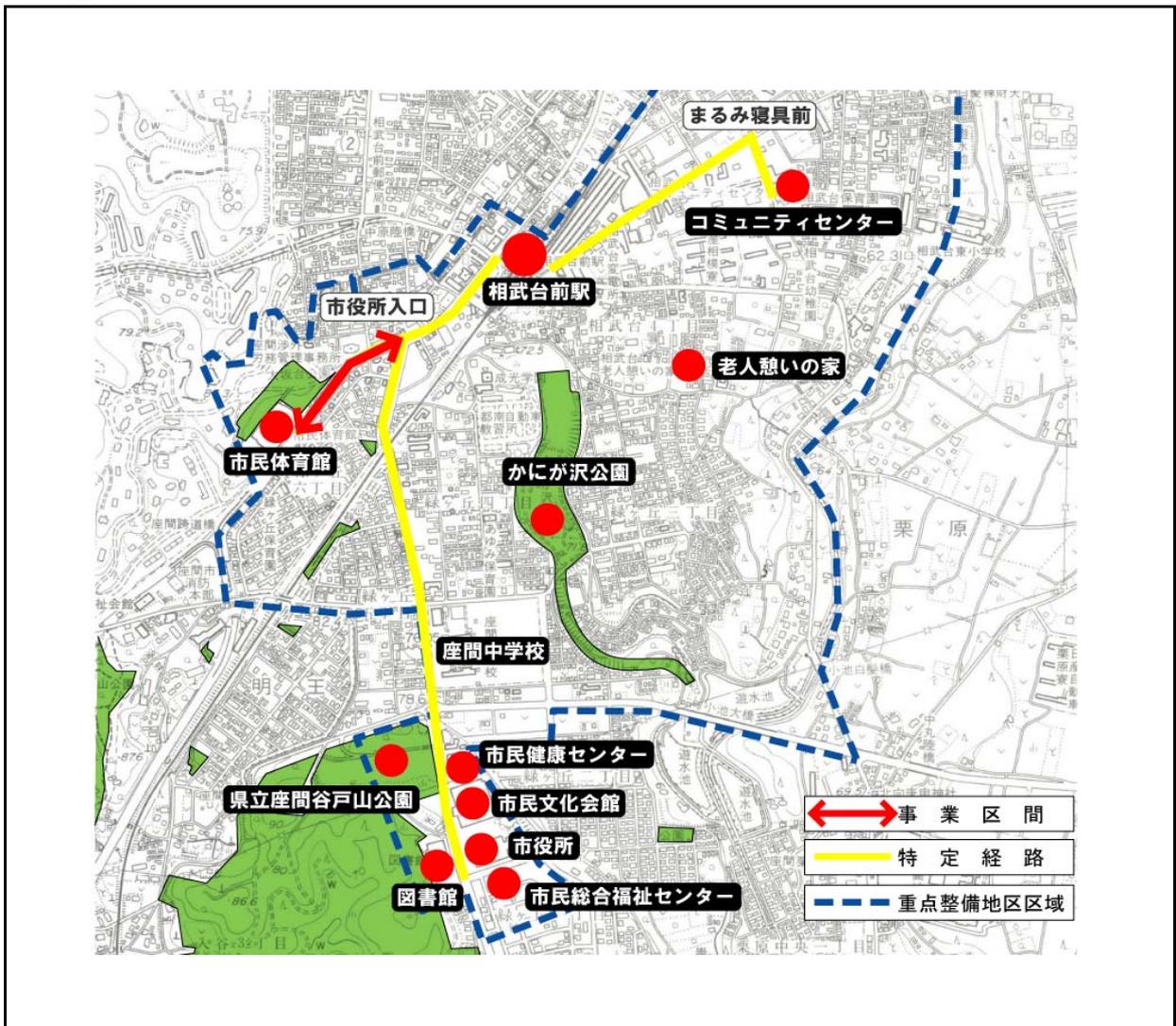
凡例	
	歩道改良
	歩道修繕
	・舗装面改善
	・段差改善
	・勾配緩和
	・誘導用ブロック敷設
	車両乗入れ部改善
	側溝蓋改善
	車止め移設
	電柱移設

5-1 路線別事業計画（特定経路）

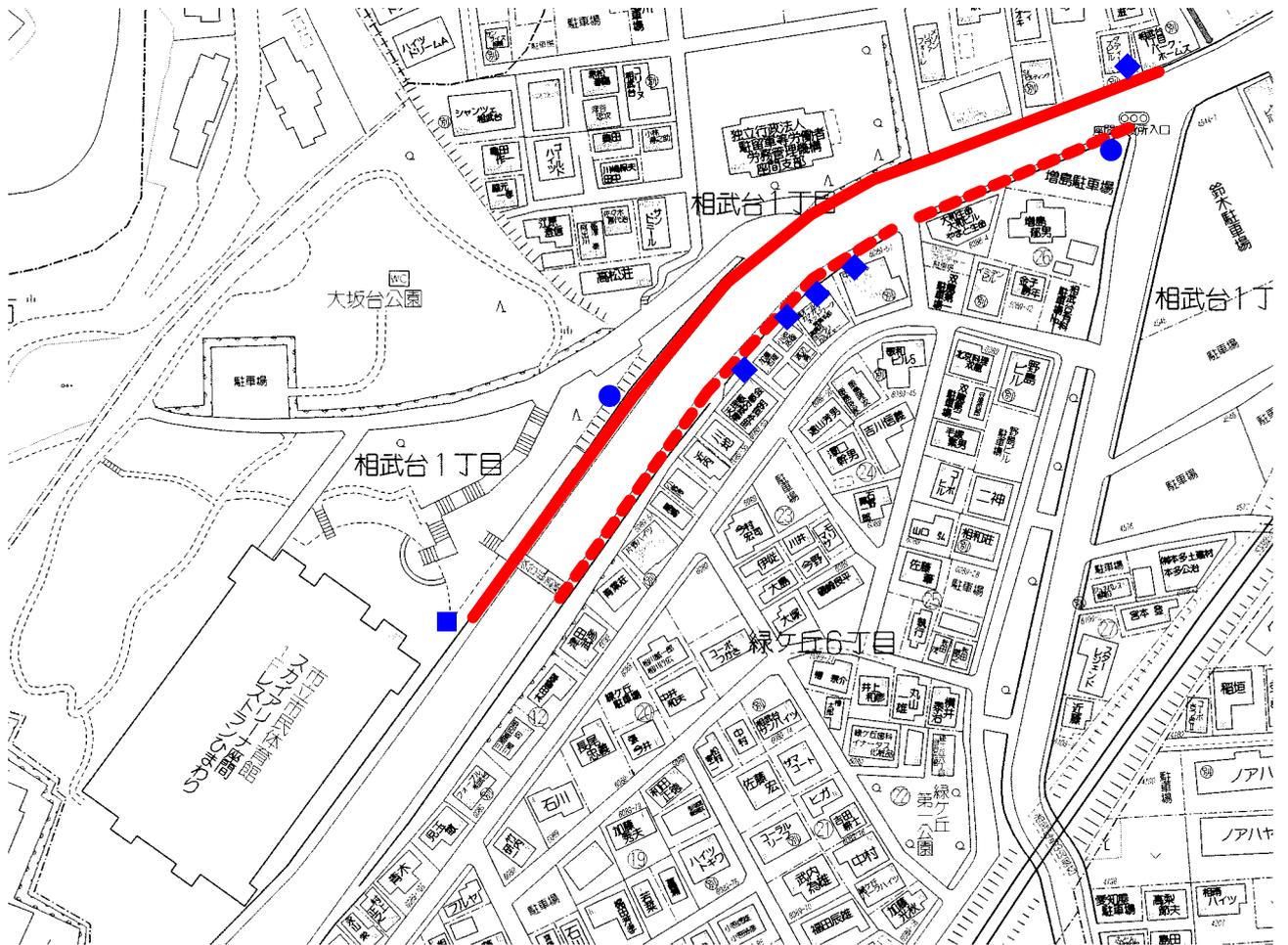
②県道51号 町田厚木

路線名：県道51号 町田厚木		管理者：神奈川県							
事業区間：市役所入口交差点～市民体育館		延長：220m							
事業実施内容・実施予定期間									
事業内容	事業量	実施予定期間							
		15	16	17	18	19	20	21	22
歩道拡幅（2.5m）	220（240）m				■	■	■	■	■
歩道修繕（現況幅員）	220（220）m							■	■
誘導用ブロックの新設	220（460）m							■	■
歩道横断勾配の改善	4.0 箇所							■	■
案内標識の設置	2.0 箇所								■
事業実施に際し配慮すべき重要事項									
<ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員確保のため用地買収が必要 ・電柱・標識・照明柱等の集約移設に伴い占用事業者との調整が必要 ・看板や放置自転車の撤去 									

【位置図】



事業計画図

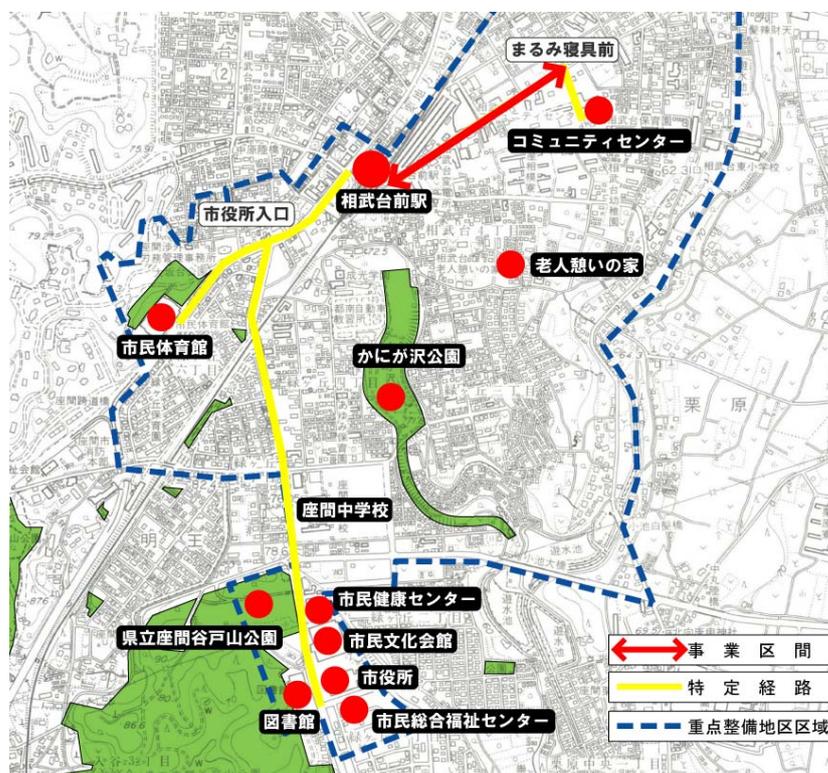


5-2 路線別事業計画（特定路線）

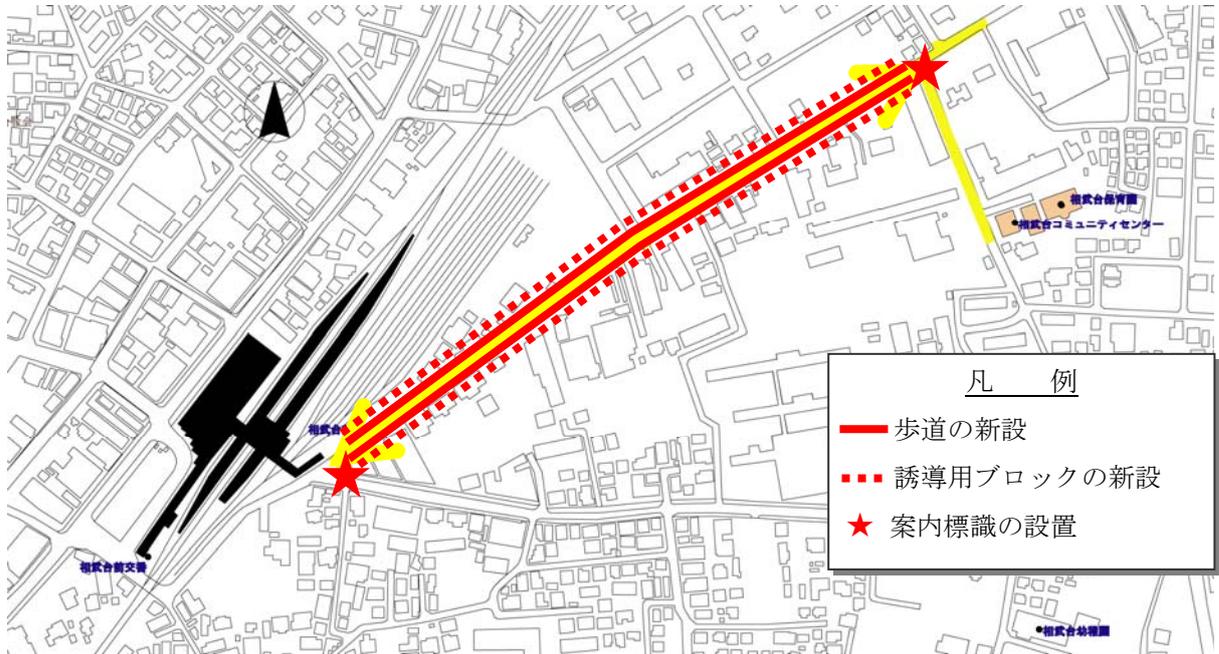
①市道5号線

路線名：座間市道5号線		管理者：座間市							
事業区間：駅～まるみ布団店前交差点		延長：540m							
事業実施内容・実施予定期間									
事業内容	事業量	実施予定期間							
		15	16	17	18	19	20	21	22
歩道新設	540 (1,080) m			■	■	■	■	■	■
誘導用ブロックの新設	540 (1,080) m								■
案内標識の設置	2箇所								■
事業実施に際し配慮すべき重要事項									
・歩道新設のため用地買収が必要									

【位置図】



【事業計画位置図】

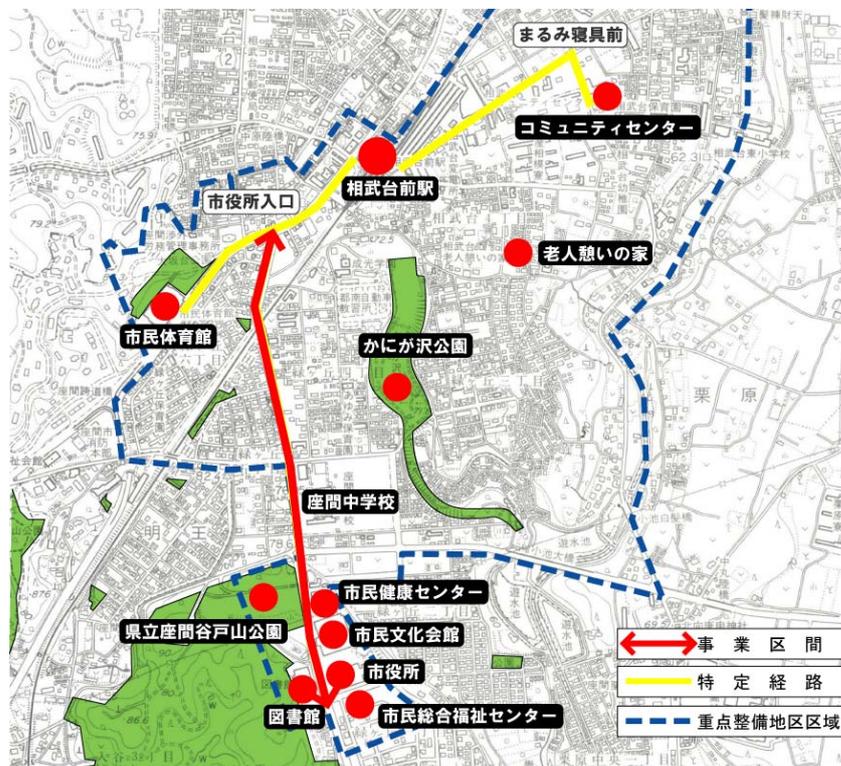


5-2 路線別事業計画（特定路線）

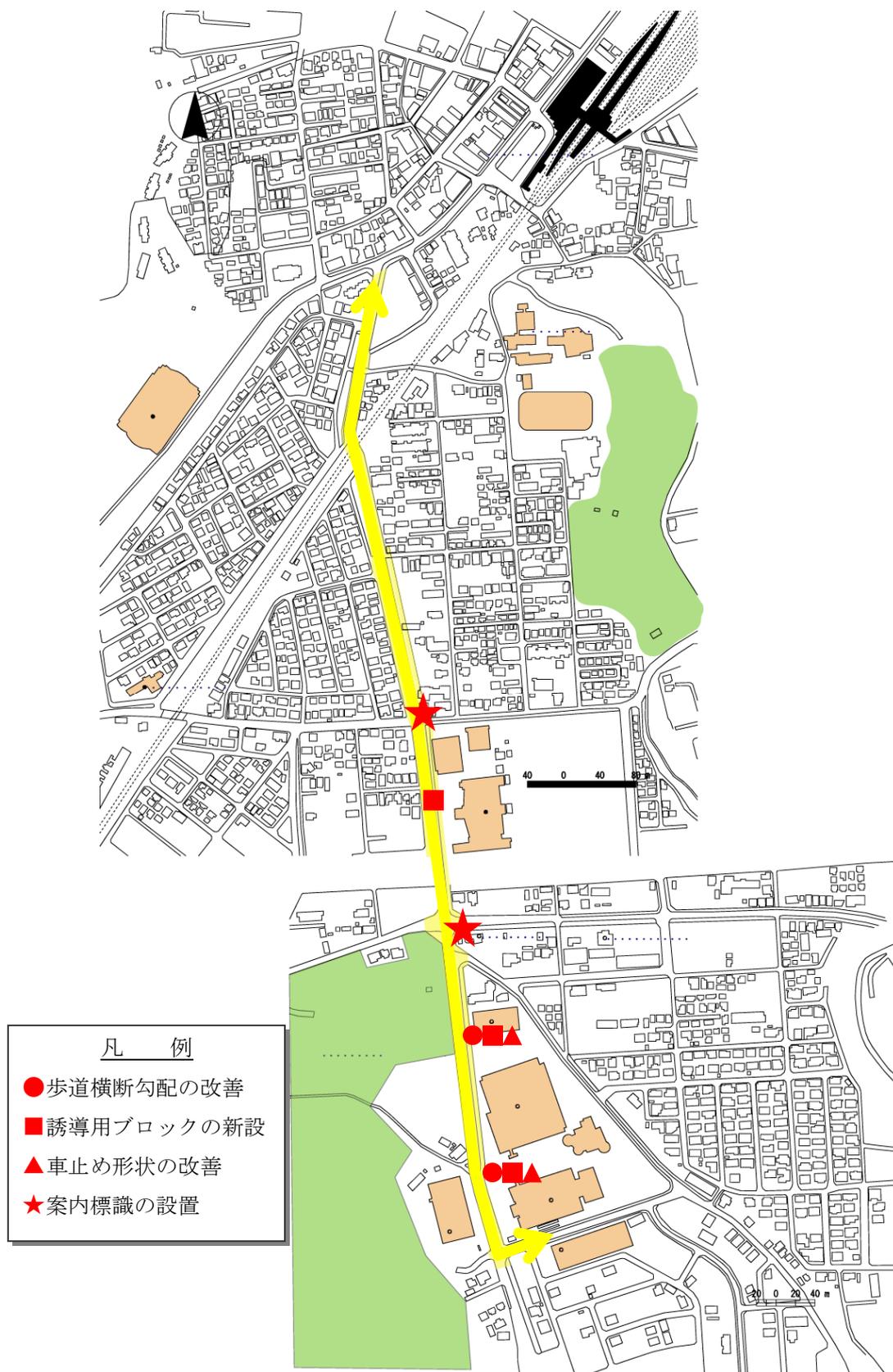
②市道17号線

路線名：座間市道17号線		管理者：座間市							
事業区間：座間市役所入り口交差点～座間市立総合福祉センター		延長：1,100m							
事業実施内容・実施予定期間									
事業内容	事業量	実施予定期間							
		15	16	17	18	19	20	21	22
歩道横断勾配の改善	20 (20) m							■	■
誘導用ブロックの新設	40 (40) m			■	■	■	■	■	■
車止め形状の改善	2箇所							■	■
案内標識の設置	2箇所							■	■
事業実施に際し配慮すべき重要事項									

【位置図】



【事業計画位置図】

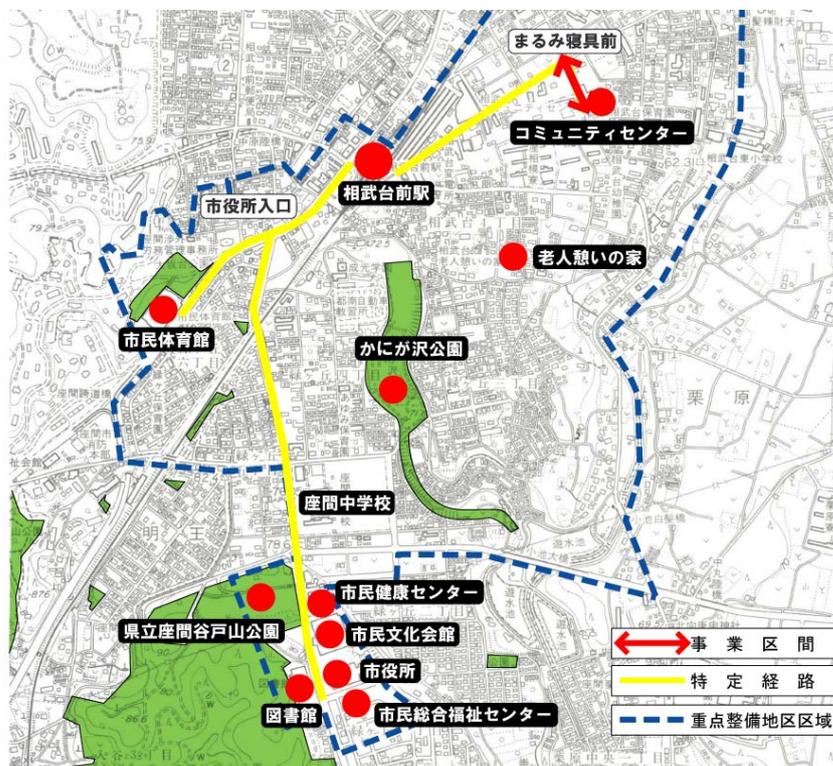


5-2 路線別事業計画（特定路線）

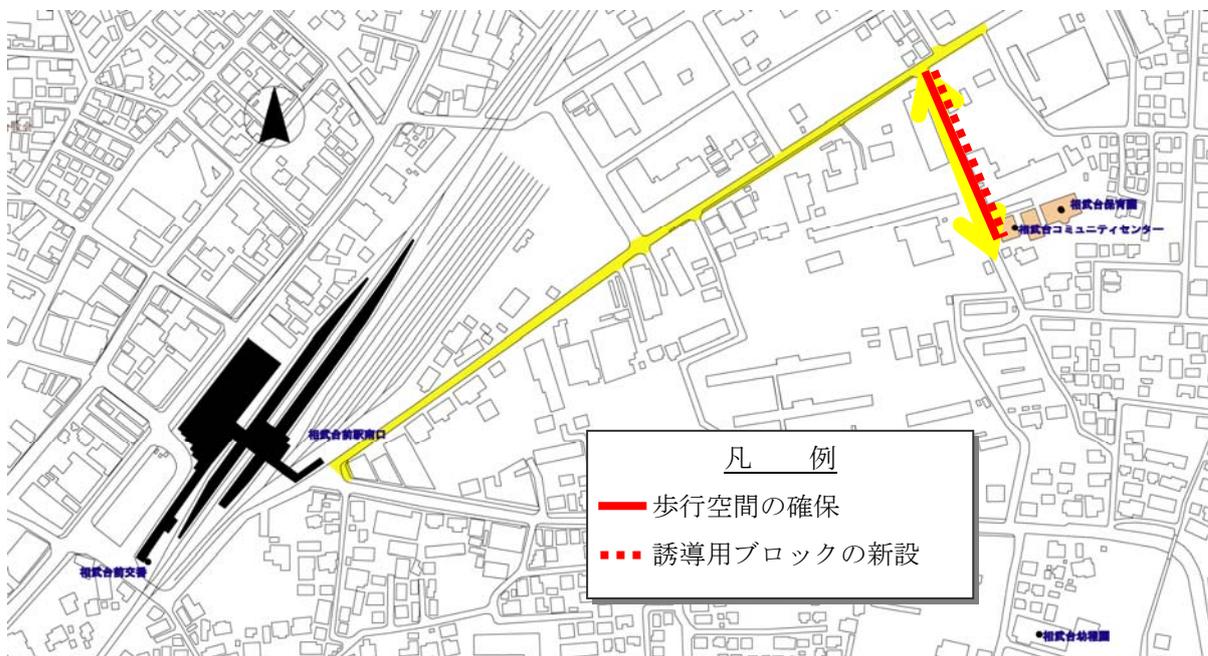
③市道32号線

路線名：座間市道32号線		管理者：座間市							
事業区間：まるみ布団店前交差点～相武台コミュニティセンター		延長：100m							
事業実施内容・実施予定期間									
事業内容	事業量	実施予定期間							
		15	16	17	18	19	20	21	22
歩行空間確保	100 (100) m					■	■	■	■
誘導用ブロックの新設	100 (100) m								■ ■ ■
事業実施に際し配慮すべき重要事項									

【位置図】



【事業計画位置図】



6 . 交通安全特定事業計画

6 - 1 交通安全特定事業計画について

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき、また、座間市交通バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区である相武台前駅周辺の交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）
 - (1) 相武台前駅から市民体育館前までについての道路の区間
県道町田厚木線（相武台前駅から市民体育館前まで）
 - (2) 市役所入口交差点から座間市役所前交差点までについての道路の区間
市道17号線（市役所入口交差点から座間市役所前交差点まで）
 - (3) 相武台前駅南口から相武台コミュニティセンターまでについての道路の区間
市道5号線（相武台前駅南口から相武台3丁目交差点まで）
市道32号線（相武台3丁目交差点から相武台コミュニティセンターまで）
- 2 前記道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - (1) 相武台前駅から市民体育館前までについての道路の区間
 - ア 実施事業内容
標識・標示の高輝度化
横断歩道の設置検討
 - イ 実施予定期間
平成18年度から平成22年度まで（道路特定事業に合わせて実施予定）
 - (2) 市役所入口交差点から座間市役所前交差点までについての道路の区間
 - ア 実施事業内容
標識・標示の高輝度化
横断歩道の設置検討
 - イ 事業内容及び実施予定期間
平成18年度から平成22年度まで（道路特定事業に合わせて実施予定）
 - (3) 相武台前駅南口から相武台コミュニティセンターまでについての道路の区間
 - ア 実施事業内容
標識・標示の高輝度化
 - イ 実施予定期間
平成18年度から平成22年度まで（道路特定事業に合わせて実施予定）
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - (1) 音響信号機等については、個々交差点について必要性を検討しながら整備を進める。
 - (2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるように、周辺道路への与える影響を常に調査し、必要な周辺交通規制の見直しを実施する。

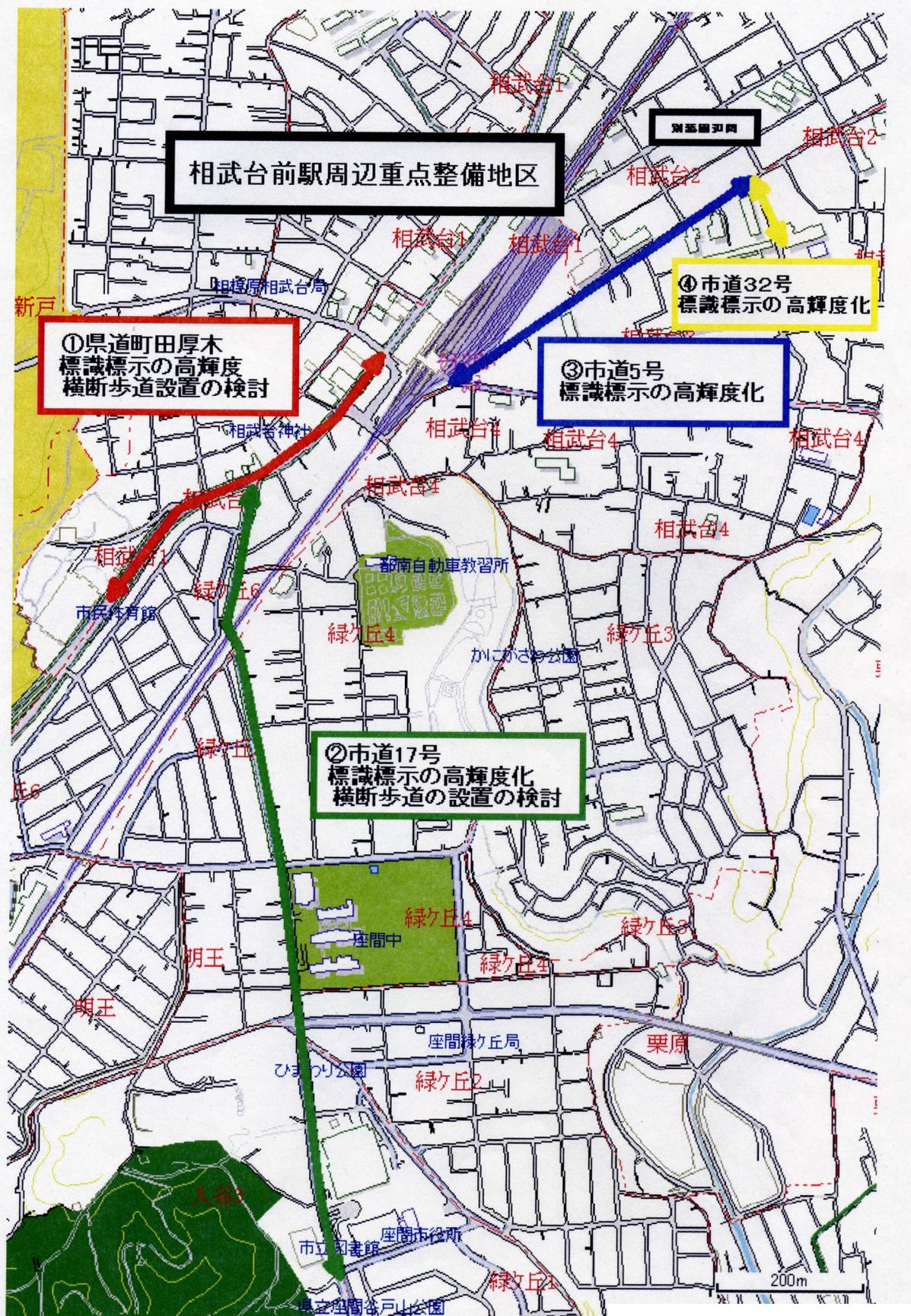
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配意事項

違法駐車取締り、広報啓発活動等の事業を関係機関と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

交通安全特定事業

交通安全特定事業を実施する路線・事業内容及び実施時期等

重点整備地区	路線名	事業の実施場所	事業内容	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	備考
相武台前 駅周辺	県道 町田厚木 線	相武台前駅から	標識・標示の 高輝度化	←————→					
		市民体育館まで	横断歩道設置 の検討						
	市道 17号線	市役所入口交差点 から	標識・標示の 高輝度化						
		座間市役所前交差 点まで	横断歩道設置 の検討						
	市道 5号線	相武台前駅南口か ら	標識・標示の 高輝度化						
		相武台3丁目交差 点まで	横断歩道設置 の検討						
	市道 32号線	相武台3丁目交差 点から	標識・標示の 高輝度化						
		相武台コミュニテ ィセンターまで							



7. 特定事業計画の推進へ向けて

7. 特定事業計画の推進へ向けて

7-1 事業の推進

- ・本特定事業計画に基づき、平成 22 年（2010 年）を目標に整備を進めて行きます。
- ・効果的なバリアフリーの実現のために、今後も現在組織されている「相武台駅前周辺まちづくり研究会」に進捗状況を報告し、事業を推進して行きます。
- ・各特定事業者、その他の事業者と協議・調整を行い事業を進めます。
- ・バリアフリーを阻害する占用物等の移設等について、占用物管理者と協議・調整を行い事業を進めます。

7-2 情報公開・進行管理・啓発の推進

- ・高齢者・身体障害者の方々の、安全で安心な歩行空間を実現していくため、広報やインターネット等を活用し事業の計画や内容等について公表するなど、情報公開を推進するとともに、バリアフリー化を予定している経路やバリアフリー化した経路等の情報を積極的に提供します。
- ・事業の進捗状況等がこの特定事業計画と相違する場合や、社会状況などが変化した場合は、実情に沿った見直しをすることで計画の進行管理を行って行きます。
- ・迷惑駐輪・駐車等に対する取締り強化と合わせて、バリアフリー知識を啓発するイベントの開催等、認識を深めてもらうための広報・啓発を進めます。

7-3 継続的なバリアフリー化の推進

- ・本事業計画策定後も継続した市民参加を進め、「より質の高い交通バリアフリー整備の推進」、「市民への交通バリアフリーに対する理解の向上」、「バリアフリーのまちづくりへの展開」を進めていくために、市民や関係機関との連絡・調整を行い、「すべての人にやさしい交通環境づくり」の実現へ向けて、総合的・継続的な取組みに努めます。

8. 用語の説明

8. 用語の説明

移動円滑化

公共交通機関を利用する高齢者・身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性を向上すること。

勾配

縦断勾配（進行方向に縦向き）と横断勾配（進行方向に横向き）とがあり、縦断勾配は原則 5%（特例 8%）以下、横断勾配は原則 1%（特例 2%）以下としている。

視覚障害者誘導用ブロック

目の不自由な人が歩きやすいように案内するもので全盲の人は杖や足の裏を頼りに、また弱視の人は色を頼りに歩くなどの利用がある。線状のものは「方向」を、点状のものは段差や横断歩道など「注意」を表している。

準特定経路

市街化の状況や地形的制約などにより部分的にバリアフリー基準を満たすことが困難であるが、中長期的には基準に近づけるよう努めながら整備を進める経路のこと。

マウントアップ

歩道の縁石と歩道面の高さが同じで、高さを 15 c m 程度とした歩道の形式。
車の乗入れ部では歩行者の通行部分の平坦化に配慮する必要がある。

セミフラット

歩道面の高さが 5 c m 程度で、縁石を歩道面より高くした歩道の形式。
車の乗入れ部等の歩道の傾きがマウントアップ型よりも少なく、歩道の波打ちを改善することができる。

透水性舗装

道路の舗装の一種。雨水が舗装面を透過し地盤に浸透することにより、舗装面を流出する水量が減少。水溜りもできにくい。

道路特定事業

歩道、道路用エレベーター、運行経路の案内標識、その他の移動円滑化のために必要な施設または工作物の設置に関する事業。

歩道の拡幅または路面の構造の改善その他の移動円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業。

特定経路

平成 22 年度を目標に、誰もが安全で安心して移動できる歩道のバリアフリー基準を満たすよう整備を進める経路のこと。

特定事業

交通バリアフリー法に基く公共交通特定事業、道路特定事業及び交通安全特定事業のこと。

ノーマライゼーション

高齢者・身体障害者等が障害を持たない人と同じように社会に参加できるという考え方。

バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリアや高齢者・身体障害者などの社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なバリアなど、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障害を除去すること。

交通バリアフリー法

「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律」通称「交通バリアフリー法」は平成 12 年 5 月 17 日公布、同年 11 月 15 日施行。高齢者の方、身体障害者の方、その他妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、

1. 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進、
2. 駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的推進することを目的としている。

歩道の有効幅員

歩道において通行可能な部分の幅のこと。有効幅員を狭めるものとして、防護柵・電柱・標識・植樹帯、また放置自転車・違法駐車・商店の看板などがある。

ユニバーサルデザイン

年齢や身体能力にかかわらず、できるだけ多くの人が美しいと感じ、かつ容易に使えるよう、製品や建築物をデザインする概念。

ルクス

照明の明るさの度合い（照度）の単位。

ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が計画プロセスに参加するまちづくりの方法。

通常の会議とは違ってグループに分かれて意見交換をしたりグループで簡単な作業をしながら、参加者全員が立場を超えて自由に意見を言える場。